

## 議案第3号

### 損害賠償の額を定め和解することについて

自動車事故による損害のうち人身の損害に係る部分に係る損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

#### 記

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

#### 2 事案の概要

平成29年1月20日午前11時25分頃、茨城県龍ヶ崎市佐貫3丁目5番地5地先において、市職員が公用車で交差点に進入したところ、右方向から走行してきた相手方所有の車両と衝突し、当該車両を運転していた相手方が負傷したものである。

3 損害賠償額 1, 239, 244円 (過失割合 市80 : 相手方20)

#### 4 特記事項

本案件については、平成29年5月17日付け専決処分第11号(車両損害分)及び第12号(第三者損害分)において既に専決処分を行い、同年6月5日付けで取手市議会議長に報告したものであるが、相手方の治療が完了したことから、人身の損害に係る部分について賠償し、和解するものである。

平成30年2月15日提出

取手市長 藤井信吾